

北方四島交流をめぐる主な出来事（主要事項年表）

年月	関係事項	備考
1986. (昭和61)	8. ・北方墓参が再開（昭和39年から断続的に実施。昭和51～昭和60年は中断。）	旅券・査証なしの身分証明書による特別な方式
1989. (平成元)	9. ・政府が、北方領土問題解決までの間、日本国民の北方領土入域の自粛を要請	
1991. (平成3)	4. ・ソ連側から日本国民と四島住民の交流の拡大等について提案（日ソ共同声明） 10. ・日ソ外相間の往復書簡により相互訪問の枠組みの設定 10. ・政府が、上記枠組みによる四島訪問について閣議了解し実施手続等を制定	ゴルバチョフ大統領の訪日 ソヴィエト連邦解体・ロシア連邦誕生（12月）
1992. (平成4)	2. ・北方四島交流北海道推進委員会の設置 4. ・四島側の訪問団の受入。 四島住民に対する人道支援の実施 5. ・日本側の訪問団の訪問	四島交流の推進組織 四島交流の開始
1993. (平成5)	4. ・北方四島交流推進全国会議の設立	四島交流の全国的な推進組織 (平成15年度以降は北対協が引き継ぎ)
1994. (平成6)	10. ・北海道東方沖地震災害に伴い四島交流を一部取り止め	緊急人道支援の実施
1998. (平成10)	2. ・北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定の署名 4. ・「川奈首脳会談」において「専門家」への訪問枠の拡大を両首脳が歓迎 4. ・政府が、「専門家」の訪問について閣議了解し実施手続等を制定 7. ・日本野鳥の会による訪問 11. ・「モスクワ宣言」において「自由訪問」の実施の合意	エリツィン大統領訪日 初の専門家訪問 小淵総理の訪口
1999. (平成11)	9. ・政府が、「自由訪問」について閣議了解し実施手続等を制定 9. ・自由訪問団が歯舞群島（志発島）を訪問	初の自由訪問
2000. (平成12)	2. ・北海道立北方四島交流センターの開設（所在地：根室市）	愛称「ニ・ホ・ロ」
2009. (平成21)	7. ・北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の改正	四島交流事業の法律上の定義等
2010. (平成22)	5. ・訪問・受入事業のプログラムとして新たに住民交流会を開始	
2012. (平成24)	5. ・四島交流等事業使用船舶「えとびりか」の供用開始	
2016. (平成28)	5. ・「今後の北方四島交流事業の効果的な推進について」の発表	内閣府、外務省、北海道、北対協、北方同盟、千島連盟の6者連名
2017. (平成29)	6. ・北方四島における共同経済活動に関する官民現地調査団の派遣（3島） 9. ・航空機を利用した特別墓参の実施（国後島・択捉島） 10. ・北方四島における共同経済活動に関する官民現地調査団の派遣（3島）	初の航空機墓参 (平成30年、令和元年にも実施)
2018. (平成30)	10. ・北方四島における共同経済活動に関する「ビジネス・ミッション」の派遣(国後島・択捉島)	
2019. (令和元)	8. ・北方四島における共同経済活動に係るロシア人ゴミ処理専門家の関連施設視察（根室市） 9. ・北方四島における共同経済活動に係る日本人専門家の関連施設視察（国後島） 10. ・北方四島における「観光パイロットツアー」の実施(国後島・択捉島)	10～11月実施
2020 ～ 2023(令和5)	・2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、また、2022年度以降は、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係の現状等により、事業を実施できていない。	四島交流（専門家含む）、北方墓参、自由訪問、四島住民に対する人道支援のいずれも実施できていない。

※上記は「われらの北方領土」等の資料により北方四島交流に関連する事項を当方の責任において整理したものである。